

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二七五)
- 電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二七六)
- 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令(二七七)
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令(二七八)
- 自衛隊法施行令の一部を改正する政令(二七九)

〔省 令〕

- 電波法施行規則等の一部を改正する省令(総務六七)
- 職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働九六)

〔告 示〕

- 自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令(環境二五)
- ダンスの教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件(国家公安委三七)
- 駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件(同三八)
- 普通自転車の型式認定番号を指定した件(同三九)
- 原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件(同四〇)
- 開設計画の認定を受けた者の名称の変更に関する件(総務二六七)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件(政治資金適正化委五四)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件(同五五)
- 都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件(厚生労働三二二)
- 厚生労働大臣が定める手数料の金額の一部を改正する件(同三三二)
- 水路測量の実施に関する件(海上保安庁九四、九五)
- 海上における空対空射撃訓練を実施する件(防衛一四三、一四六)
- 海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射撃訓練及び試験を実施する件(同四七)

〔人事異動〕

法務省

- 海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射撃訓練を実施する件(同四八)
- 海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件(同四九)

〔官庁報告〕

労働

- 労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)

〔公 告〕

諸事項

- 官庁
土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任関係
会社その他

本号で公布された 法令のあらまし

- ◇電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第二七五号)(総務省)
電波法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二六号)附則第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年九月一日とすることとした。
- ◇電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第二七六号)(総務省)
電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二六号)附則第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年九月一日とすることとした。
- ◇特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二七七号)(総務省)
1 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成二十三年法律第一一一号)第三十二条の規定による技術的読替えを整備することとした。(第七条例外)
- 2 この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二六号)附則第一号第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年九月一日)から施行することとした。
- ◇再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令(政令第二七八号)(厚生労働省)
一 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令関係
1 再生医療等技術の範囲について、細胞加工物を用いる輸血等以外の医療技術とするものとした。(第一条関係)
- 2 特定細胞加工物の製造の許可等の基準に係る取締法等とするものとした。(第三条及び第六条関係)
- 3 特定細胞加工物の製造の許可等の更新の申請に係る手数料を定めるものとした。(第七条関係)

4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う調査を受けようとする者が納める手数料を定めるものとした。(第八條関係)

二 健康保険法施行令の一部改正関係
一定の事由に該当した医療機関や医師等について、保険医療機関や保険医等としての欠格事由及び取消事由の対象となる「国民の保健医療に関する法律」に、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十六年法律第八五号、以下「法」という。)を加えるものとした。(附則第二一條関係)

三 児童福祉法施行令の一部改正関係
一定の事由に該当した事業者等の指定拒否や指定取消しが可能となる対象となる「国民の保健医療に関する法律」に、法を加えるものとした。(附則第三條関係)

四 生活保護法施行令の一部改正関係
一定の事由に該当した指定医療機関等の取消しが可能となる対象となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」に、法を加えるものとした。(附則第四條関係)

五 社会福祉士及び介護福祉士施行令の一部改正関係
一定の事由に該当した介護福祉士等の登録拒否や登録の取消しが可能となる対象となる「社会福祉又は保健医療に関する法律」に、法を加えるものとした。(附則第五條関係)

六 介護保険法施行令及び健康保険法等の一部を改正する法律(附則第一三〇条の二)第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正関係
一定の事由に該当した事業者等の登録拒否や指定取消しが可能となる対象となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」に、法を加えるものとした。(附則第六條及び第七條関係)

七 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正関係
公益通報者保護法の対象法律に、法を加えるものとした。(附則第八條関係)

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正関係
一定の事由に該当した指定障害福祉サービス事業者等について、指定拒否や指定取消しが可能となる対象となる「国民の保健医療に関する法律」に、法を加えるものとした。(附則第九條関係)

九 この政令は、法の施行の日(平成二十六年一月二五日)から施行するものとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令(政令第二七九号)(防衛省)
1 平成二十六年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が難航した場合の償還金の算定の基礎となる金額を四、四七〇万円とすることとした。(別表第一二二條関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七十五号
電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十六号)附則第一條第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
電波法の一部を改正する法律附則第一條第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年九月一日とする。

御名 御璽

内閣総理大臣 安倍 晋三

電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七十六号
電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十三号)附則第一條第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一條第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年九月一日とする。

御名 御璽

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百七十七号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号）第三十二條の規定に基づき、この政令を制定する。...

この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）から施行する。

附則

この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）から施行する。

総務大臣 新藤 義孝
内閣総理大臣 安倍 晋三

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令

御名 御璽

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七十八号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令

内閣は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第一条第二項、第十条第一項、第三十五條第四項第三号（同法第三十六條第二項及び第三十九條第二項において準用する場合を含む）、第三十六條第一項（同法第三十九條第二項において準用する場合を含む）、第三十九條第二項、第四十九條第三号、第五十條第一項第四号、第五十一條第三号並びに第五十七條第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（再生医療等技術の範囲）

第一条 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定めるものは、同項各号に掲げる医療に用いられることが目的とされている医療技術であつて、細胞加工物を用いるもの（細胞加工物として再生医療等製品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百四十五号）第二十三條の二十五又は第二十三條の三十七の承認を受けた再生医療等製品をいう。）のみを当該承認の内容に従い用いるものを除く。）のうち、次に掲げる医療技術以外の医療技術とする。

- 一 細胞加工物を用いる輸血（その性質を変える操作を加えた血球成分（赤血球、白血球又は血小板）をいう。以下この号において同じ。）又は人若しくは動物の細胞から作製された血球成分を用いるもの（第三号の号において同じ。）を除く。）
- 二 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）第二条第二項に規定する造血幹細胞移植（その性質を変える操作を加えた造血幹細胞又は人若しくは動物の細胞から作製された造血幹細胞を用いるもの（次号に掲げる医療技術を除く。）を除く。）
- 三 人の精子（精細胞及びその染色体の数が精子の染色体の数に等しい精母細胞を含む。以下この号において同じ。）又は未受精卵（未受精の卵細胞及びその染色体の数が未受精の卵細胞の染色体の数に等しい卵母細胞をいう。以下この号において同じ。）に培養その他の加工を施したものを

いる医療技術（人から採取された人の精子及び未受精卵から樹立された胚性幹細胞又は当該胚性幹細胞に培養その他の加工を施したものをいうもの（当該胚性幹細胞から作製された人の精子若しくは未受精卵又は当該精子若しくは未受精卵に培養その他の加工を施したものをいうものを除く。）を除く。）

（第一種再生医療等提供計画の変更に関する技術的読替え）
第二条 法（第三十五條第四項第三号）の政令で定める法令は、次のとおりとする。
第三号 法第三十五條第四項第三号（法第三十六條第二項及び第三十九條第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第百一十四号）
- 二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十三号）
- 三 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第百五十二号）
- 四 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第百十四号）
- 五 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）
- 六 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）
- 七 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）
- 八 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）
- 九 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）
- 十 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）
- 十一 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）
- 十二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）

（特定細胞加工物の製造の許可等の有効期間）
第四条 法第三十六條第一項（法第三十九條第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

（外国における特定細胞加工物の製造の認定に関する技術的読替え）
第五条 法第三十九條第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十五條第二項	前項	第三十九條第一項
第三十五條第三項及び第四項	第一項	第三十九條第一項
第三十五條第四項第一号	第四十九條	第五十條第一項
第三十五條第五項	第一項	第三十九條第一項
第三十六條第一項	前条第一項	第三十九條第一項
第三十七條	第三十五條第一項	第三十九條第一項
第三十八條第一項	第三十五條第五項（第五項）（次条第一項において準用する）	次条第二項において準用する第三十五條第五項（次条第一項において準用する）
第三十八條第二項及び第三項	第三十五條第一項	次条第一項
第三十六條第一項	第三十五條第一項	同条第二項において準用する第三十六條第一項

(法第四十九條第三号等の政令で定める法令)
 第六條 法第四十九條第三号、第五十條第一項第四号及び第五十一條第三号の政令で定める法令は、第三号各号に掲げる法令とする。

(特定細胞加工物の製造の許可等の更新の申請に係る手数料の額)
 第七條 法第五十七條第一項第一号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、八千二百円とする。

2 法第五十七條第一項第二号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、一万円とする。

(機構による調査に係る手数料の額)

第八條 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下この条において「機構」という。)が法第三十八條第一項の規定により行う法第三十五條第一項の許可についての同条第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七條第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う許可 十四万四千円

二 機構が法第三十八條第一項の規定により行う法第三十六條第一項の許可の更新についての同条第二項において準用する法第三十五條第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七條第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う許可の更新 九万七千五百円

二 機構が法第三十九條第二項において準用する法第三十八條第一項の規定により行う法第三十九條第一項の認定についての同条第二項において準用する法第三十五條第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七條第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う認定 十二万五千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合に於ける機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額(次項第一号において「機構職員の旅費相当額」という。)を加算した額

二 実地の調査を伴わない認定 五万四千二百円

4 機構が法第三十九條第二項において準用する法第三十八條第一項の規定により行う法第三十九條第二項において準用する法第三十六條第一項の認定の更新についての法第三十九條第二項において準用する法第三十五條第五項の調査を受けようとする者が、法第五十七條第二項の規定により機構に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定の更新の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 実地の調査を伴う認定の更新 五万六千五百円に機構職員の旅費相当額を加算した額

二 実地の調査を伴わない認定の更新 三万七千七百円

附則

(施行期日)

第一條 この政令は、法の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正)

第二條 健康保険法施行令(大正十五年勅令第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の三第一項に次の一号を加える。

十一 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

第三十三條の三第二項に次の一号を加える。

十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(児童福祉法施行令の一部改正)

第三條 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の七第二項に次の二号を加える。

七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

第二十五條の十二第二項に次の一号を加える。

八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

第二十七條の十一第二項に次の一号を加える。

八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(生活保護法施行令の一部改正)

第四條 生活保護法施行令(昭和二十五年政令第四百四十八号)の一部を次のように改正する。

第四條の二に次の一号を加える。

二十五 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

第四條の三に次の一号を加える。

二十八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)

第五條 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二二号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「及び薬剤師法(昭和三十五年法律第四百四十六号)」を、「薬剤師法(昭和三十五年法律第四百四十六号)及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)」に改める。

第十四條の二及び附則第三條中「及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」を、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に改める。

(介護保険法施行令の一部改正)

第六條 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の二第十五号中「昭和五十七年法律第八十号」を削り、同条に次の一号を加える。

二十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

第三十五條の五に次の一号を加える。

二十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号) 附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第七條 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号) 附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五條の二第十五号中「昭和五十七年法律第八十号」を削り、同条に次の一号を加える。

二十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

第三十五條の四に次の一号を加える。

二十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第八條 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第四百三十七号を第四百三十八号とし、第四百三十六号の次に次の一号を加える。

四百三十七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)
第九條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項に次の一号を加える。
七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)
第二十六條第二項に次の一号を加える。
八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
第三十八條に次の一号を加える。
十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
第四十二條に次の一号を加える。
十六 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
(厚生労働省組織令の一部改正)

第十條 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第三十九條中第五号を第七号とし、第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。
二 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号) 第二條第一項に規定する再生医療等に関する事(他局及び他課の所掌に属するものを除く)。
三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関する事(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十一号) 第十五條第一項第七号及び第二項第三号に掲げる業務に限ること)に限る。
第五十一條第二号中「審査管理課、安全対策課及び監視指導・麻薬対策課」を「医政局及び他課」に改める。

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七十九号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号) 第九十九條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)の一部を次のように改正する。
別表第十二平成十七年三月の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十六年三月

四千四百七十万円

附則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣 小野寺五典
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

〇総務省令第六十七号
電波法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十八号)の一部の施行に伴い、並びに電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年八月八日
総務大臣 新藤 義孝

電波法施行規則等の一部を改正する省令
(電波法施行規則の一部改正)
第一条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一條の十五第一項ただし書中「第三号」の下に、「第五号の二」を加え、同項第五号の次に次の一号を加える。
五の二 法第三十三條第二項の規定に基づく総務大臣の権限
(無線局免許手続規則の一部改正)
第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の三中「すべて」を「全て」に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、災害等により運用が困難となつた無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は特定無線局の廃止後遡及なく、当該災害等により無線局の運用が困難となつた日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことができる。
第二十四條の三第三号中「年月日」の下に、「この項ただし書の規定により提出された場合には、廃止した年月日」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。
第三十二條第十三号中「第二十四條の三」を「第二十四條の三第一項」に改める。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)
第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第一号中「箇所」の下に「(体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備(取扱説明書及び包装又は容器を含む)の見やすい箇所)」を加え、「(当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所)に当該表示を付す方法」を削り、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は前項第二号」に、「特定無線設備に表示を付す場合」を「特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付す場合」に、「同号」を「これらの号」に改め、「当該特定無線設備」の下に「又は当該製品」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十八條の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を自視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。
一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所(当該表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品(取扱説明書及び包装又は容器を含む)の見やすい箇所)に付す方法
二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

第八條の二中「法第三十八條の七第三項」を「法第三十八條の七第四項」に改める。

